

その他



住民登録は 正しく行われていますか？

住民登録とは、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などを登録することをいい、これにより国民健康保険、国民年金、児童手当などの各種行政サービスを受けることができます。

引っ越しなどで住所を移した方は、行政サービスを確実に受けるために、速やかに届け出てください。

住民登録地に居住の実態がない場合は、調査し、職権で住民登録を抹消することがあります。



また、配偶者等から家庭内暴力などを受けている方は、住民登録地を変更しても、申し出により住民基本台帳の閲覧などを制限できます。

☎市民課 21-9015 または各総合支所市民福祉課

児童扶養手当を振り込みます

児童扶養手当 8～11月分を、

12月14日(金)に、指定の金融機関口座に振り込みます。

■児童扶養手当は、

父子家庭も対象です

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生活を共にできない子どもを育成する家庭の生活と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るために支給されます(所得制限あり)。

対象は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもまたは20歳未満で心身に中度(特別児童扶養手当2級に該当)以上の障害がある子どもを養育している父または母などです。

☎社会福祉課生活援護係 24-7031

製造事業所の皆さんへ 統計調査に協力してください

平成24年工業統計調査を12月31日現在で実施し、12月下旬から1月にかけて調査員証(顔写真入り)を持った調査員が伺います。

統計調査は、従業者数4人以上の全ての製造事業所を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額、原材料使用額

などを調査し、工業の実態を明らかにすることを目的にしています。

統計法に基づき、調査票に記入する内容の秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いいたします。

☎経済課 23-4480

開業医の手作り 「健康情報テレホンサービス」

12月のテーマ	
曜日	内容
月	子宮内膜症の話
火	美容外科と形成外科の違い
水	真冬に襲う突然死～高齢者の入浴に注意～
木	前立腺がんの診断と治療
金～日	RSウイルス感染症とは

※年末年始(12月28日～1月6日)…旅行中の薬の飲み方

☎0120-979-451 (通話料無料)を利用してください。

☎兵庫県保険医協会

☎078-393-1803

北但行政事務組合入札 参加資格審査申請(指名願ひ) 臨時受付

組合が発注する北但ごみ処理施設整備・運営事業に係る入札に参加を希望する業者は、

入札参加資格審査申請書(指名願ひ)の提出が必要です(有効期限は、平成26年3月31日)。期間内に所定の申請書を提出してください(既に登録済みの業者は申請不要)。

審査の結果、入札参加資格を有すると認めた場合は、北但行政事務組合入札参加資格者名簿に登録しますが、これによって必ず入札に参加できるものではありません。

※今回の事業を除いた通常の建設工事、測量・建設等コンサルタント業務、物品製造・役務の提供などの入札に係る未登録業者の追加受付は、2月を予定

☎申方 所定の申請書に記入の上、持参または郵送

☎申期 12月14日(金)～平成25年1月15日(火)必着

※提出要領・申請書様式は、北但行政事務組合窓口で配布(組合ホームページにも掲載)

※詳細は、提出要領を参照

☎提出 北但行政事務組合施設整備課総務係(〒668-10011 上陰178-1-1)

☎24-5504

☎http://www.hokutan.jp/

石油ストーブの火災に注意!

今冬は、節電対策で石油ストーブを使用する機会が増える予測されます。

次のことに注意しましょう。

○給油時の漏れた灯油で火災!

- ・給油は、必ず火を消してから行いましょう。
- ・カートリッジタンクのキャップは、確実に閉めましょう。



○灯油と間違えてガソリンを給油して火災!

- ・灯油と間違えてガソリンを給油すると、異常燃焼を起こします。ガソリンは灯油とは別の場所に保管しましょう。

○洗濯物が落下して火災!

- ・洗濯物は、ストーブの上では乾かさないうようにしましょう。

※近くで乾かして

いた洗濯物が「輻射熱」で燃え出すこともありますので、ストーブの周りに物を置かないようにしましょう。



問 豊岡消防署予防係

☎ 24-11119

固定資産税のお知らせ

異動申告は

1月18日(金)までに!

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。平成24年中に次のような異動があった場合は、必ず申告してください。



▽土地・家屋

- ・土地の利用状況の変更(例：農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした)
- ・家屋の取り壊し
- ・家屋の用途変更(例：専用・併用住宅⇄工場・事務所)
- ・登記をしていない家屋の所有者変更(売買・相続など)
- ・5月に送付した「課税明細書」の内容の変更

※登記が完了した異動の申告は不要です。

▽償却資産 償却資産課税台帳に所有者として資産登録のある方には、12月上旬に

平成25年度申告書を送付する予定です。平成25年1月1日現在の資産の所有状況(機械・備品などの購入または廃棄、事業の廃業など)を申告してください。なお、資産の異動がない場合も申告が必要ですよ。

平成24年中に新たに事業を始めた方には、市から「申告書」を送付します。申告書が届いていない方は、連絡してください。

※(社)地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(eLTAx)を利用したインターネットによる電子申告を受け付けています。詳しい内容や手続きに関する情報は、市ホームページまたはeLTAxホームページをご覧ください。
eLTAx <http://www.etax.jp/>

知って納得! 固定資産(償却資産)のQ&A!

Q. 償却資産とは何ですか?

A. 会社や個人が事業を営む

ために所有している機械・器具・備品などの事業用資産のことです。土地・家屋と同じく固定資産税の課税対象になります。

Q. 申告しなければいけないのですか?

A. 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。



Q. どんな資産が申告の対象ですか?

A. 原則として、決算時に減価償却資産として計上するものは、全て償却資産の申告対象となります。ただし、構築物のうち「家屋」として固定資産税の対象となるもの、車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告から除きます。

《問合せ》



税務課資産税係
☎ 21-9046 または各総合支所市民福祉課